

子育てひろば私立常設園の募集に係るQ&A

No.	項目	質疑内容	回答
1	地域 開放	園庭と園舎の両方を開放する必要があるか。	いずれかが開放されていれば構いません。
2		1日何時間以上実施しなければならないなどの要件はあるか。	実施時間の要件はありませんが、事業として機能する時間（目安として1日2～3時間）を確保してください。
3		雨天で園庭が使えずに中止した場合は実施回数に含まれるか。	雨天の場合は遊戯室等の室内を確保して実施してください。 （利用者が来園できる程度の）雨天で中止した場合は実施回数に含みません。
4		荒天で利用者の来園が難しいと想定して中止した場合は実施回数に含まれるか。	実施回数には含みませんが、当該週においては実施日数の要件を満たしていなくても構わないものとします。
5		利用者のいない日があっても構わないか。	利用者数の要件はありませんが、保護者や児童が参加しやすいよう配慮した上で実施日を設定してください。
6		夏季も実施しなければならないか。	夏季は『横浜市の保育・教育施設等における「暑さ対策」ガイドライン』を参考に実施します。暑さにより園庭の活用が難しい場合は、園舎を開放したり時間帯をずらしたりするなどして対応するものとします。なお、やむを得ない場合は施設の地域開放を中止できるものとしますが、中止期間が長期にわたらないようにする必要があります。
7		園舎に空きがないので、園舎の代わりに近隣施設を賃借して開放することで施設の地域開放としてもよいか。	施設の地域開放は、実施施設の保育室、遊戯室、園庭等を開放することとなっています（実施要領第10条第1項）ので、実施施設の代わりに他の施設を開放することで施設の地域開放とみなすことはできません。
8		近隣施設を賃借して園庭・園舎とともに開放してもよいか。	近隣施設を用いずに実施施設のみで施設の地域開放が行える場合において、利用者が多い日等について合理的な範囲内で補助的に活用する分には構いません。ただし、人員体制や安全確保に問題がない場合に限りです。
9	育児 相談	実施する時間帯の制限はあるか。	時間帯の制限はありませんが、事業として機能する時間帯にしてください。
10		1日5時間以上（週3・4日型は1日3時間以上）となっているが、来園対応3時間＋電話対応2時間というように分けても構わないか。	定められた時間中は来園・電話のどちらでも対応できるようにする必要があります。
11		利用者のいない日があっても構わないか。	来園・電話等による相談を受けられる体制を整えていれば、利用者数の要件はありませんが、保護者が相談しやすいよう配慮した上で相談日を設定してください。

12	育児相談	GW・年末年始も週5日以上（週3・4日型は週3日以上）実施しなければならないか。	実施園の休園日（祝日や年末年始）の関係で本事業の実施要件を満たすことが困難な週については、開園日において可能な限り対応するものとし、休園日における実施までは求めません。
13	情報提供等	④情報提供、⑤子育てサークル支援、⑥その他育児支援は随時実施とあるが、最低何回実施しなければならないなどの要件はあるか。	実施回数の定めはありませんが、実施要領第11条及び第12条に記載のとおり、積極的な情報提供や子育てサークル活動の支援に努めてください。
14		専任従事者の配置について、1日または1か月の勤務時間の条件はあるか（1日○時間以上、1か月○時間以上など）。	勤務時間の定めはありませんが、本事業実施中は定められた人数の専任従事者を配置してください。
15		利用者がいない時間帯は保育補助に入っても構わないか。	本事業の従事時間中は他の業務（保育等）に従事することはできません。
16		園の職員が専任従事者を兼務することはできるか。	園の職員が専任従事者を兼務しても構いません。ただし、本事業の従事時間中は他の業務（保育等）に従事することはできません。
17	人員配置	園の職員が専任従事者を兼務する場合、本事業に従事した時間を雇用状況表の勤務時間から差し引く必要があるか。	専任従事者として本事業に従事する時間については、雇用状況表の勤務時間から差し引いてください。
18		園の職員が専任従事者を兼務する場合、保育士宿舎借り上げ支援事業の対象になるか。	保育士宿舎借り上げ支援事業の対象要件を満たしている場合は対象になります。
19		法人の職員を応援職員として配置することは可能か。	必要に応じて専任従事者以外の職員を応援職員として配置することができます。
20		週3・4日型の「実施園に勤務している職員等のバックアップ」について、バックアップをしている職員を保育士の配置基準に含めてよいのか。	含めて構いません。「実施園に勤務している職員等のバックアップ」については、固定の人員配置を求めるものではなく、園としての支援体制の構築を求めているものです。
21	実施場所	幼保連携型認定こども園で、幼稚園舎と保育園舎が離れた場所にある。育児相談や施設開放を保育園舎、育児講座・交流保育を幼稚園舎というように実施場所を分けることは可能か。	両園舎が幼保連携型認定こども園として認可されている同一園であればどちらも実施場所にすることができますが、実施場所を分けることにより事業実施に支障をきたさないよう注意してください。
22	実施期間	本事業は単年の実施を予定しているのか、継続的な実施を予定しているのか。	私立常設園として選定された園については、原則として、複数年にわたり事業を継続していただくことを想定しています。
23	補助金	幼保連携型認定こども園において、幼稚園等はまっ子広場事業補助金の交付を受けているが、本事業の補助を受けることはできるか。	本事業の補助を受けることができるのは、横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない者に限ります（補助金交付要綱第3条第1項）。
24		幼保連携型認定こども園において、神奈川県私立幼稚園等地域開放推進費補助金の交付を受けているが、本事業の補助を受けることはできるか。	本事業の補助を受けることができるのは、私立幼稚園等地域開放推進費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない者に限ります（補助金交付要綱第3条第1項第1号）。

25	補助金	実際にかかった費用が補助額に満たない場合、補助額は減額されるのか。	募集要項に記載している補助額（基本額）は上限額のため、実際にかかった費用が交付額に満たなかった場合は、補助額（基本額）が減額となります。
26	応募	同一法人が運営する複数の園で応募することは可能か。	応募は園ごとになるため、運営法人による応募の制限はありません。
27		【様式2】収支予算書について、予算額は補助額の満額にしなければならないか。	募集要項に記載している補助額（基本額）は上限額ですので、実際に予定している金額を記載してください。
28		【様式2】収支予算書について、専任従事者の人件費を含んでよいか。	専任従事者の人件費を含めて構いません。（ただし、本事業に従事している時間に限りです。）
29		専任従事者が決まっていない場合、【様式3】事業計画書(1)の専任従事者の氏名欄は空欄にすべきか。	現時点での見込みを記入してください。新たに職員を採用する予定の場合は「新規採用予定」と記入してください。
30		【様式3-1】事業計画書(1)の「2. 実施体制」の専任従事者と【様式3-3】事業計画書(3)の「4. 育児相談」や「5. 施設の地域開放」の専任従事者は兼務することができるか。	「4. 育児相談」や「5. 施設の地域開放」の専任従事者は「2. 実施体制」に記載した専任従事者のうちいずれかを記入してください。専任従事者は育児相談、施設の地域開放、育児講座・交流保育等の複数の業務に従事することになるため、氏名が重複して記載されていても構いません。
31	写真の枚数が多いが、紙媒体で提出するのがよいか、データで提出するのがよいか。	Word、Excel、PDF等にまとめたデータでの提出を基本とします。容量が大きい場合はZIP等の圧縮ファイルにしても構いません。なお、データでの提出が困難な場合は郵送（紙媒体）でも構いません。	